

# ○大府市技能功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第1号）第3条第3号に該当する者のうち、本市における技能尊重の気運の高揚及び技能水準の向上に関し特に功績顕著なものに対して、大府市技能功労者表彰（以下「技能功労賞」という。）を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 技能功労賞を受けることができる者（団体を含む。）は、市民、市内に通勤する者又は市内に通学する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技能五輪等全国規模の技能を競う大会において、優秀な成績を挙げた者
- (2) その他本市の技能尊重の気運の高揚及び技能水準の向上に関し特に顕著な功績があったと認められる者

(表彰審査)

第3条 受賞候補者は、大府市表彰条例施行規則（昭和48年大府市規則第8号）第3条に規定する表彰審査会において選考し、市長が受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第4条 受賞者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。